

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、私の母親が国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と比較的短期間である上、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は、国民年金保険料をほぼ完納していることから、申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 3 月に払い出されたものと推認され、払出時点で、申立期間の国民年金保険料は現年度納付できる期間である上、昭和 53 年度及び 54 年度の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、納付意識の高かった申立人の母親が、申立期間に係る国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から 61 年 3 月まで

私は、離職直後の昭和 59 年 12 月に市町村役場の窓口で国民年金の加入手続を行い、後日、送付されてきた納付書により、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で毎月納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は毎月納付し、さかのぼってまとめて納付したことは無いと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の補助簿から昭和 61 年 3 月 27 日に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、59 年 12 月から 60 年 3 月までの期間は過年度納付により、60 年 4 月から同年 12 月までの期間は現年度納付により、いずれもさかのぼってまとめて納付することとなることから、申立内容には不合理な点が見受けられるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、送付されてきた納付書により納付し、国民年金の加入手続時に納付書はもらわなかった旨を述べているところ、申立期間当時の納付書の発行について、申立人が居住する市町村役場からは、申立人の同役場電子計算処理システムへの登録月（昭和 61 年 4 月）から、窓口で直接手渡しする以外に、申立人に対し昭和 60 年度分の納付書は当該市町村役場からは発行されていなかったものと考えられる旨の回答が得られている上、オンライン記録によると、昭和 61 年 10 月 6 日に、社会保険事務所（当時）において、申立人に係る過年度保険料の納付書が発行されていることが確認できることから判断すると、申立人は、61 年 4

月分から保険料を納付したものと考えることが相当である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月、37 年 6 月、37 年 10 月から同年 12 月までの期間、38 年 3 月から同年 4 月までの期間、39 年 4 月から同年 5 月までの期間、40 年 12 月から 41 年 4 月までの期間、41 年 12 月から 42 年 8 月までの期間、44 年 12 月から 46 年 8 月までの期間、47 年 11 月から 48 年 3 月までの期間及び 49 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月
② 昭和 37 年 6 月
③ 昭和 37 年 10 月から同年 12 月まで
④ 昭和 38 年 3 月から同年 4 月まで
⑤ 昭和 39 年 4 月から同年 5 月まで
⑥ 昭和 40 年 12 月から 41 年 4 月まで
⑦ 昭和 41 年 12 月から 42 年 8 月まで
⑧ 昭和 44 年 12 月から 46 年 8 月まで
⑨ 昭和 47 年 11 月から 48 年 3 月まで
⑩ 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 49 年 3 月ごろ、市町村役場の窓口で国民年金の加入手続を行うとともに、過去の未納期間 52 か月分の保険料（約 3 万円）をさかのぼって納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和 52 年 2 月 17 日に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間①から⑩までは時効により納付できない期間である上、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立期間①から⑩までは、昭和 51 年度に国

民年金の加入期間とされていることが確認でき、当該時点までは未加入期間とされており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続時に、過去の未納期間の保険料約3万円をさかのぼって納付した旨を主張しているところ、国民年金被保険者名簿を見ると、昭和49年度及び50年度の国民年金保険料（合計2万4,600円）は、昭和52年2月に過年度納付されていることが確認できることから、申立人が当該期間の国民年金保険料について、申立期間①から⑩までの国民年金保険料を納付したものと誤認している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 7 月の就職を契機に、夫の健康保険被扶養者資格を解除するとともに、市町村役場の窓口で国民年金の加入手続を行い、納付書により定期的に同役場内の金融機関で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金第 3 号被保険者の届出を契機に昭和 61 年 7 月 16 日に払い出されたものと推認されることから、オンライン記録によれば、申立期間は任意加入となる期間であることから、当該届出時点からさかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできず、申立期間は国民年金の未加入期間となり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から平成9年8月1日まで
私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する労働者名簿及び事業主の供述から、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は平成9年8月1日とされており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、事業主の妻は、「A社が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、給与から厚生年金保険料は控除していない。」旨を供述している上、申立人も、申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていなかったことを認めている。

さらに、オンライン記録によると、申立人が氏名を挙げた同僚は、申立期間において厚生年金保険に未加入であることが確認できる上、事業主夫婦は、申立期間において国民年金に加入し、保険料を現年度納付していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年10月から平成5年*月（60歳到達月の前月）まで、国民年金に加入し、かつ国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたこと

をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。